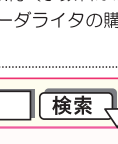




e-Tax
でデータ送信！

便利な 申告書の作成は 国税庁ホームページの

「確定申告書等作成コーナー」で!!



www.nta.go.jp

又は 書面で提出！

画面の案内に従って金額等を入力すれば、税額などが自動計算され、所得税、消費税の申告書や青色申告決算書などを作成できます。



「e-Tax（電子申告）」を利用する方におすすめ！

「確定申告書等作成コーナー」で作成したデータは、e-Tax（電子申告）を利用して提出できます。

「e-Tax」を利用して申告すると・・・

**1 平成 24 年分の申告で
最高 3,000 円の税額控除**

本人の電子署名と電子証明書を付して、e-Tax で法定申告期限内に申告する場合は、所得税額から最高 3,000 円の税額控除ができます（平成 19 年分から平成 24 年分の間でいずれか 1 回。）。

3 還付がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は早期処理しています（3 週間程度に短縮。）。

2 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容（病院などの名称・支払金額等）を入力して送信することにより、これらの書類の提出又は提示を省略することができます（法定申告期限から 5 年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります。）。

e-Tax のご利用に際しては、電子証明書の取得（手数料が必要です。また、有効期限は 3 年間です。）、IC カードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。

国税庁ホームページ www.nta.go.jp

確定申告

検索 

※ パソコンの環境などにより、ご利用いただけないことがあります。